

報告第5号

飛騨4町村合併協議会分科会設置規程について

平成14年11月8日報告

飛騨4町村合併協議会

会長 松井 靖典

## 飛騨4町村合併協議会分科会設置規程

### (設置)

第1条 飛騨4町村合併協議会事務局規程(以下「規程」という。)第2条第1項第2号に規定する協議資料の作成等のため、飛騨4町村合併協議会分科会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 分科会は、飛騨4町村合併協議会事務局長(以下「事務局長」という。)の指示を受け、飛騨4町村合併協議会規約(以下「規約」という。)第3条に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

### (組織)

第3条 分科会は、古川町、河合村、宮川村及び神岡町の課長等実務担当者をもって組織する。

2 分科会は、別表第1のとおりとする。ただし、事務局長が必要と認めた場合は、分科会を増減することができる。

### (役員)

第4条 分科会に次の役員を置く。

(1) 分科会長 1名

(2) 副分科会長 1名

2 分科会長及び副分科会長は、事務局長が指名する。

### (役員の仕事)

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、事務局長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は、分科会の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

### (報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、事務局長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する町村の担当部門が行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成14年11月8日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

1	企画分科会
2	総務・財政・税務分科会
3	福祉・衛生・住民分科会
4	農林・畜産分科会
5	商工・観光分科会(スキ-場含む。)
6	基盤整備分科会
7	上・下水道分科会
8	会計分科会
9	議会分科会
10	教育関係分科会
11	消防分科会
12	診療所・病院分科会
13	広域関係分科会